

所定疾患施設療養費の算定状況

令和4年度算定状況

病名	件数	日数	投薬・検査・注射等
肺炎	8件	60日	検査：採尿・採血 注射・投薬：生食、レボフロキサシン、スルバシリン等
尿路感染症	118件	782日	検査：採尿・採血 注射・投薬：生食、レボフロキサシン、スルバシリン、イセパマイシン、ピペラシリン、メロペネム等
带状疱疹	4件	22日	注射・投薬：生食100、アシクロビル
蜂窩織炎	18件	102日	注射・投薬：セファゾリン、スルバシリン、レボフロキサシン等

厚生労働大臣が定める基準に従い、所定疾患施設療養費の算定状況について公表します。

算定条件

- ①所定疾患施設療養費は、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1回に連続する7日を限度（Ⅱについては10日を限度）とし、月1回に限り算定するものであるため、1月に連続しない1日を7回算定することはみとめられないものであること。
- ②所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定することはできないこと。
- ③所定疾患施設療養費の対象となる入所者の状態は次のとおりであること。
 - イ 肺炎
 - ロ 尿路感染症
 - ハ 带状疱疹
 - ニ 蜂窩織炎
- ④算定する場合にあっては、診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。
- ⑤請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載すること。
- ⑥当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。
公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。